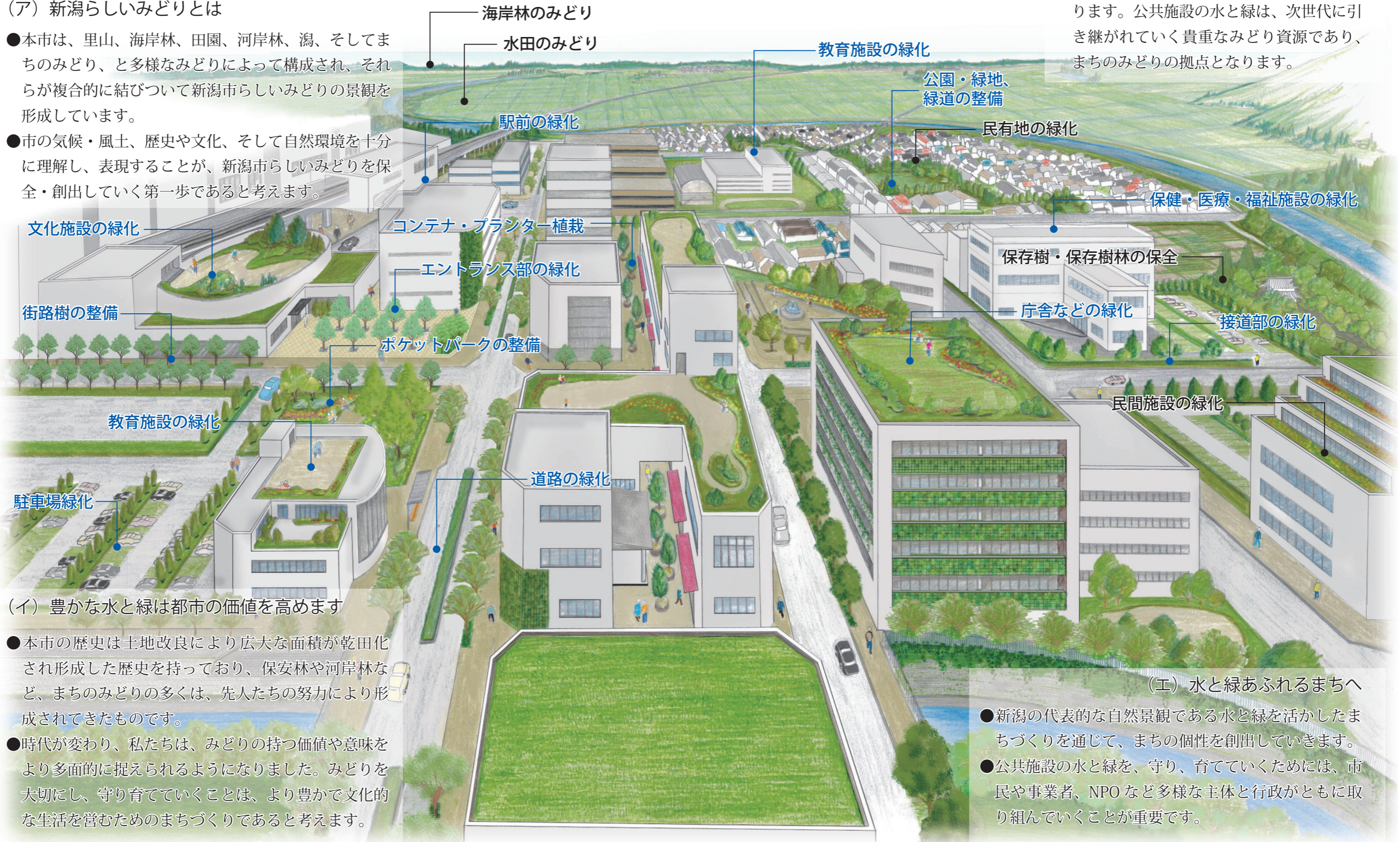


水と緑のあふれるまちへ

(ア) 新潟らしいみどりとは

- 本市は、里山、海岸林、田園、河岸林、潟、そしてまちのみどり、と多様なみどりによって構成され、それらが複合的に結びついて新潟市らしいみどりの景観を形成しています。
- 市の気候・風土、歴史や文化、そして自然環境を十分に理解し、表現することが、新潟市らしいみどりを保全・創出していく第一歩であると考えます。



(イ) 豊かな水と緑は都市の価値を高めます

- 本市の歴史は土地改良により広大な面積が乾田化され形成した歴史を持っており、保安林や河岸林など、まちのみどりの多くは、先人たちの努力により形成されてきたものです。
- 時代が変わり、私たちは、みどりの持つ価値や意味をより多面的に捉えられるようになりました。みどりを大切に、守り育てていくことは、より豊かで文化的な生活を営むためのまちづくりであると考えます。

(ウ) 公共施設は水と緑の拠点

- 公共施設は、不特定多数の市民が利用する財産であり、担保性の高い社会資本でもあります。公共施設の水と緑は、次世代に引き継がれていく貴重なみどり資源であり、まちのみどりの拠点となります。

(エ) 水と緑あふれるまちへ

- 新潟の代表的な自然景観である水と緑を活かしたまちづくりを通じて、まちの個性を創出していきます。
- 公共施設の水と緑を、守り、育てていくためには、市民や事業者、NPOなど多様な主体と行政がともに取り組んでいくことが重要です。

公共施設緑化ガイドラインの必要性



1 公共施設におけるみどりの戦略的展開

新潟市では今後、まちのみどりをいかにして増やしていくか、またいかに減らさないようにするか、が課題となっています。このような状況の下、公共施設においては「みどりの保全」、「みどりの創出」、「みどりの演出」の視点から戦略的にみどりを守り、増やす取り組みを検討していかなければなりません。具体的に「みどりの保全」では、既存のみどりを可能な限り残すため既存樹・既存樹林などの保全や生垣などの更なる推進を、「みどりの創出」では、一般地表部に加え、屋上や壁面など人工地盤上での緑化の推進を、さらに「みどりの演出」では、人や車の動線に対し緑視の向上につながる取り組みを推進していく必要があります。

	みどりの保全	みどりの創出	みどりの演出
概要	既存のみどりを貴重な資源として捉え、既存樹・既存樹林の保全や移植による活用など、計画用地のみどりを有効活用します。	今後、公共施設の整備を行う際には、一定割合の緑化を創出するよう目標を設定します。また、工夫を加えることでみどりをさらに創出します。	多くの市民が往来する交通結節点や施設のエントランスなどにみどりを効果的に配置することにより、豊かな街並みや施設の印象を演出します。
重点方策	(ア) 既存樹・既存樹林等の保全 (イ) 移植など既存樹の活用 (ウ) 啓発活動の推進	(ア) 緑化基準・緑化目標の設定 (イ) 屋上・壁面緑化の推進 (ウ) 道路緑化の推進	(ア) 緑視効果の活用 (イ) シンボル植栽の推進 (ウ) 街灯などの活用(ハンギング)

2 みどりの保全

(ア) 既存樹・既存樹林などの保全

公共施設のみどりは担保性が高く、長い年月を経て地域を代表するみどりとして成立していることが多く、このようなみどりは市内でも希少であることから、改築などに際しては施設のシンボルとして積極的な保全に努め、極力みどりの低減の防止に努めます。



希少性の高い樹木・樹林などの保全

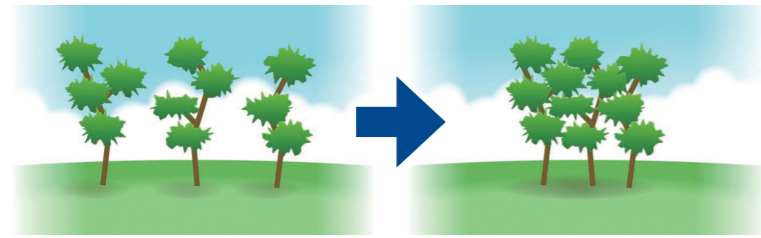
(イ) 移植など既存樹の活用

公共施設の設置にあたって既存樹や既存樹林などをそのまま保全できない場合は、移植を前提とした外構計画を進めることが望まれます。既存樹は長い年月の生育により根が発達しており、移植にあたっては慎重に検討します。また樹形が不統一であることが想定されるため、ある程度のみどりをもった移植や新規植栽木で樹形をまとめる、といったきめ細かい対応が求められます。

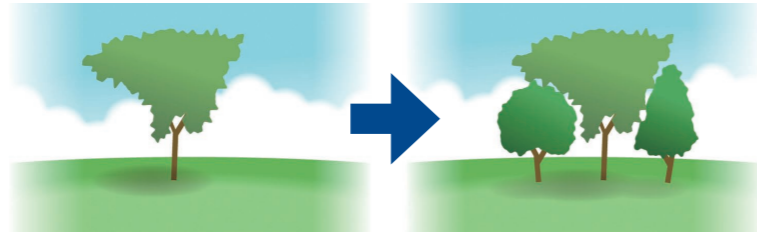


既存樹木の活用事例(新潟市立中央図書館)

〈既存樹活用のデザイン例〉



既存樹をまとめて樹形の不統一を補い、ボリューム感を出す



樹形の乱れを新規植栽によりカバーし、全体的に一体感を持たせる

(ウ) 啓発活動の推進

市では、民有地の貴重な樹木や樹林について保存樹並びに保存樹林として指定し、その保全活動を支援しています。これらの樹木は地域の景観形成に重要な役割を果たしており、今後も指定の推進を図っていきます。



緑化フェアや講習会などの開催

3 みどりの創出

(ア) 緑化基準の設定

社会背景の変化に伴い、ゆとりある暮らしの追求や環境意識の高まりなど、みどり豊かな生活環境へのニーズが高まっています。そこで今後の公共施設の設置にあたっては、行政が率先してみどりの創出に取り組み、緑被の向上に努めるための緑化基準を設定します。〔22 ページ 第2編 第2章 緑化の基準 参照〕

(イ) 屋上・壁面緑化の推進

植栽用地が不足するまちなかにみどりを創出するために、最新の緑化技術を活用して屋上や壁面など一般地表部以外への緑化を推進します。〔45 ページ 第2編 第4章 建築物の緑化事例 参照〕



屋上緑化の事例（新潟市民病院）

(ウ) 道路緑化の推進

道路は、最も身近な公共施設であり、市民ばかりでなく来訪する多くの人の目に触れる場所で、まちの印象を決定づける大変重要な施設であるといえます。しかし道路については沿道の民地の状況など一概に緑化基準を設定することになじまないことから、緑化の工夫や最新の緑化技術を紹介します。〔49 ページ 第2編 第4章 道路の緑化事例 参照〕



街路樹による道路緑化（中央区）

4 みどりの演出

(ア) 緑視効果の活用

公共施設は不特定多数の市民に利用される施設であることから、周辺地域の景観向上に努め、施設を利用しない市民にとってもみどり豊かであることが望まれます。そこで、多くの市民の目に触れる接道部やエントランス部などに植栽を配置することで植栽量以上の効果を得ることが可能です。〔39 ページ 第2編 第3章 緑視向上の取組み 参照〕



プランター植栽の事例（中央区）

(イ) シンボル植栽の推進

公共施設の設置プロセスでは、基本構想に基づき具体的な計画が遂行されますが、公共施設のみどりについても構想段階から方向性やテーマを設定することが望まれます。また、計画されたテーマなどを具体的に表現するためのシンボリックな植栽を実施することによって施設のランドマークとなり、地域に親しまれる公共施設となります。〔39 ページ 第2編 第3章 緑視向上の取組み 参照〕



シンボリックなみどりは施設の印象を引き立てる

(ウ) 街灯などの活用

照明柱や遮音壁など施設の付帯構造物にハンギング植栽や、壁面植栽を設置することによって、まちなかに季節感や色彩感を演出することができます。少ないコストで大きな効果を得ることができるため、人通りのある交差点やエントランス部などにアクセントとして計画することが望まれます。〔39 ページ 第2編 第3章 緑視向上の取組み 参照〕



ハンギング植栽の事例（中央区）